

【みんなねっと 精神保健福祉への提言(その7)】(南部)

引き続き★誰もが安心して暮らせる地域精神保健福祉の実現★について、みんなねっとの2023年6月増刊号より抜粋いたします。

『長期的展望に立ち実現を目指すこと』

～入院中心から地域医療への転換へ・ケアの脱家族化へ～

3. 成人した本人の保護者としての責務を家族に負わせないための法律の見直し

障害がある成人の支援において、家族が扶養義務者としての責任を負わされるのではなく、社会全体が責任をもって支援する体制を構築するための根拠となる法律の見直しを求めます。

4. 家族を始めとするケアラー支援法の制定

病気・障がいがある人をケアするすべてのケアラーが、人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう支援するための法律の制定を求めます。

5. 人権擁護のための強力な制度と公的機関の整備

精神科病院に入院中に頻繁に行われる身体拘束や保護室への隔離が、国際的には人権侵害に当たると指摘されながら、それぞれ毎日1万件以上になる実態が報道されています。また、精神科病院内での虐待事件も後を絶ちません。人権擁護の面では精神保健福祉法により精神医療審査会が設置され、都道府県も管理責任が負われていますが、権限が限定的であるために人権侵害を防げていません。まずは、各都道府県の精神医療審査会に家族が参加して機能強化を図ると共に、先進国並みの、都道府県から独立した第三者機関としての人権擁護機関を設置するよう強く求めます。

以上



明石ともしび会よりお知らせ

相談窓口	日時・内容		場所
こころやすらぐひろば (相談と居場所です)	2月4日(日)	11時～15時	【昼食】肉じゃが、みそ汁 野菜サラダ 担当：岡本、濱野
	2月18日(日)		ギター演奏があります。 【昼食】ポークカレー、野菜サラダ フルーツ 担当：岡本、山田
こころの相談窓口	2月26日(月)	10時～14時	担当：城川、岩永 明石市立 勤労福祉会館 「あすく」

「こころの相談窓口」ご相談がある方は当日お越しください。出来ましたら、事前にご連絡をお願いします。(電話：090-1138-4777 岩永) 「こころやすらぐひろば」では、ネットでの相談もできます。メールアドレスは、kokoro20218fureai@yahoo.co.jpです。(南部)